

9 よくある質問

	質問	回答
入所申込みについて		
1	必ず入れる保育所はありますか？	施設に空きがない場合や、空き人数を超える申込みがあった場合は、入れない場合もあります。
2	申し込みは早い方が有利ですか？	先着順ではありませんので、毎月の期限内にお申し込みください。入所調整は期限内に申し込みをした人の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に希望施設と調整し決定します。 また、年度後半にかけては受け入れ枠が減少していくため、希望の保育施設に入所できにくくなる傾向があります。
3	希望先は3つ書かなければいけませんか？	無理に埋める必要はありません。入所が決定した後キャンセルしないように、通う意思のある施設のみ記入してください。 また、「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ園を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
4	空き情報を知ることができですか？	5月以降の入所の空き情報は、市の児童保育課のホームページで随時公開しています。
5	施設の見学をしていなくても申し込みはできますか？	可能ですが、各施設によって保育内容や設備、諸費用などが異なりますので、事前の見学をお勧めします。 また、見学せずにお申込みされた場合、入所調整前に見学をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
6	雇用証明書が提出日までに間に合いません。受付してもらえますか？	求職活動の申立書を記入し提出いただきます。雇用証明書が届き次第提出してください。それまでは、求職要件での審査となります。
7	兄弟姉妹で同時に申し込むと入所しづらいですか？	施設の空き状況や全体の申込数によって変わりますが、一人だけの申込みに比べると、申し込む人数が多い分、入所しづらさがあるのは事実です。 申込書裏面の入所条件の兄弟入所希望の欄に必ずご記入ください。1人だけでも入所を希望した場合、未入所のお子さんがいっても就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
8	申し込みの結果、入所できなかった場合、毎月申込みをする必要がありますか？	必要ありません。申込みを取下げない限り、年度内は引き続き毎月の入所審査を行います。翌年度は、改めて申し込みが必要となります。 申込時の要件が変更になった場合や、入所の意思がなくなった場合は届け出てください。



	質問	回答
9	保留通知が届きました。仕事を始めなければなりません。他の預け先はありますか？	ご希望に添えず申し訳ございませんでした。引き続き年度内の入所調整を行います。入所できるまで、一時預かり・ファミリーサポートなどの利用を含め、家族・会社にご相談ください。希望以外の施設を検討される場合は、早めにご連絡ください。
10	認定こども園に1号認定で通っています。2号認定に切り替えたいのですが、どのような手続きが必要ですか？	改めて2号認定の入所手続きを行う必要があります。手続き方法は、新規の入所申込みと同じです。こども園利用変更届とともに提出してください。申込期間に、ご注意ください。切り替えは月単位です。
11	入所した後に、別の施設に転所することはできますか？	転所の申出をすることは可能です。転所希望月の入所申込みと同じ期間内に提出してください。ただし、転所希望先の施設の入所枠を超える申し込みがあった場合は、新規の申し込みをされた方を優先しますので、転所するのは難しいのが現状です。申し込みの際は、よく検討したうえで希望先を記入してください。また、転所が決定した場合、現在在籍している施設へもどることはできません。
保育料（利用者負担額）について		
1	保育料は、施設ごとに変わりますか？	変わりません。保護者の市町村民税所得割課税額によって決定します。ただし、保育料以外の費用は施設によって異なりますので、各施設でご確認ください。
2	去年育休だったのに保育料が高いのはなぜですか？	毎年4～8月分は前年度の市町村民税所得割課税額、9～3月は当年度の市町村民税所得割課税額に基づき保育料が決定されます。税は前年の所得に基づき決定されます。
利用期間について		
1	産前産後の要件で3か月間入所した後、自営業の補助としての就労要件や育休要件で引き続き入所できますか？	今回の入所は産前産後のみでお受けしています。産前産後以後も入所を希望される場合は、最初の申込み時にあらかじめ、就労要件での入所申込みも行ってください。産前産後要件のみで入所の場合、改めて就労要件での新規の申し込みを行ってください。新規の申し込みの方と一緒に審査となります。
2	保育施設に入所していますが、市外に引っ越すことになりました。引き続き現在の保育施設に入所しつづけることができますか？	広域入所の対象となるか、転出先の市町村におたずねください。転出先の市町村での申込みが必要です。現在の保育施設には、三原市に住民票のある月の月末までは入所いただけます。